

総務常任委員会

令和5年2月16日午前9時00分から第一会議室で開かれた。

1. 出席委員

◎齋藤 文夫
坂口 徹
伴 議長

○溝部真紀子
木澤 正男

大森恒太郎
奥村 容子

2. 理事者出席者

町 長	中西 和夫	副 町 長	加藤 惠三
教 育 長	山本 雅章	総 務 部 長	西巻 昭男
総 務 課 長	仲村 佳真	同 課 長 補 佐	大塚 美季
安全安心課長	曾谷 博一	同 課 長 補 佐	角井 幸司
政策財政課長	真弓 啓	税 務 課 長	福田 善行
同 係 長	田本奈津子	会 計 管 理 者	安藤 晴康
教 育 次 長	本庄 徳光	教 委 総 務 課 長	松岡 洋右
同 課 長 補 佐	三原 進也	生涯学習課参事	平田 政彦
同 課 長 補 佐	大野 彰彦		

3. 会議の書記

議会事務局長 佐谷 容子 同 係 長 吉川 也子

4. 審査事項

別紙のとおり

開会（午前9時00分）

署名委員 坂口委員、木澤委員

委員長

おはようございます。

全委員出席されておりますので、ただいまから、総務常任委員会を開会し、本日の会議を開きます。

初めに、町長の挨拶をお受けします。 中西町長。

町長

（町長挨拶）

委員長

最初に、本委員会の会議録署名委員を私より指名します。

会議録署名委員に、坂口委員、木澤委員のお二人を指名します。お二人にはよろしく申し上げます。

本日予定しております審査案件は、お手元に配付しているとおりでございます。

初めに、1. 継続審査を議題とします。

（1）斑鳩町における発掘調査等の文化財の調査、保存及び活用に関することについて、理事者の報告を求めます。 平田生涯学習課参事。

生涯学習

おはようございます。

課参事

それでは、1. 継続審査（1）斑鳩町における発掘調査等の文化財の調査、保存及び活用に関することについて、報告させていただきます。

まず、文化財センターの啓発活動のうち、こども考古学教室についてであります。1月29日に9人の参加者を得て、「ナゾとき!?斑鳩 —あなたも斑鳩歴史博士になろう—」を開催いたしました。また、斑鳩考古学講座につきましては、町内のあまり知られていない遺跡などの文化財を巡って見学する「巡って学ぼう 斑鳩の文化財」の開催を、2月19日に計画しております。

次に、いかるがパークウェイ建設に伴う発掘調査についてであります。当該調査は、8月より12月までの期間をめぐりに発掘調査を進めてまいりましたが、今年度に調査を計画している調査区の東半部において、溝や柱穴などの遺構を検出し、土器などの遺物が比較的まとまって出土したことなどから、発掘調査の作業量が増加したため、奈良国道事務所とも協議を行い、事務処理作業を含めて3月まで期間を

延長して進めております。なお、今年度の調査成果につきましては、発掘調査が終了した後に取りまとめを行い、それらが出来次第、総務常任委員会にご報告してまいりたいと考えております。

次に、これまで春季に奈良大学と共同で進めております町内に所在する古墳の範囲確認調査についてであります。今年度も引き続き、豊島直博教授のもと奈良大学の学生が従事いたしまして、2月14日から3月31日までの間の予定で、龍田南2丁目に所在する戸垣山古墳および法隆寺1丁目に所在する舟塚古墳の範囲確認を目的とした発掘調査に着手しております。今後、これらの発掘調査において重要な発見や成果等がございましたら、総務常任委員会へご報告させていただきますのでよろしくお願いいたします。

以上、斑鳩町における発掘調査等の文化財の調査、保存及び活用に関することについてのご報告であります。どうぞよろしくお願いいたします。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けします。
木澤委員。

木澤委員 ちょっと聞き逃したんですけども、パークウェイの調査で、東側でなんか見つかって延長になって、それは終わったということですか。

委員長 平田生涯学習課参事。

生涯学習課参事 先ほど申しあげましたように、まだ作業中のございまして、事務処理を含めまして、3月までの計画で今進めているところのございます。

木澤委員 その次の予定というのはまだ立っていないということですか。

生涯学習課参事 その次につきましては、今年度の内容を取りまとめまして、また奈良県、奈良国道事務所とですね、協議を行いまして来年度の実施していくエリアを決めてまいりたいと考えております。

委員長 ほかにございませんか。

(な し)

委員長

これをもって、質疑を終結します。

継続審査については、報告を受け、一定の審査を行ったということで終わります。

次に、2. 各課報告事項を議題とします。(1) 令和5年度税制改正大綱(地方税関係)の概要について、理事者の報告を求めます。 福田税務課長。

税務課長

おはようございます。それでは、各課報告事項の1番目、令和5年度税制改正大綱、地方税関係の概要について、ご報告させていただきます。

本日、ご報告いたします内容につきましては、昨年12月に、国において取りまとめられました令和5年度 税制改正大綱、地方税関係のうち、町税条例の改正に関するものを中心に抜粋し、その概要をご説明させていただくものであります。よろしくお願ひ申しあげます。恐れ入りますが、資料1をご覧くださいませでしょうか。資料に沿って、説明いたします。

はじめに、1. 個人町民税の(1) 個人住民税における配偶者特別控除の適用に係る所要の措置についてであります。配偶者に係る控除の適用については、所得税においては、夫婦いずれか一方しか適用されない制度となっておりますが、個人住民税において、夫婦それぞれの所得が一定金額の限定されたケースにおいて、夫婦両方が控除の適用を受けられることから、配偶者控除及び配偶者特別控除の適用関係を整理するため、所要の措置を講ずるものであります。なお、この改正は、令和8年度分以後の個人住民税について適用されます。

続きまして、2. 固定資産税・都市計画税の(1) 中小事業者等の生産性向上や賃上げの促進に資する機械・装置等の償却資産の導入に係る特例措置の創設についてであります。物価上昇等の現下の経済情勢を踏まえ、中小事業者等の生産性の向上や賃上げの促進を図るため、中小事業者等が中小企業等経営強化法に規定する先端設備等導入計画に基づき、生産性向上に資する一定の機械・装置等を取得した場合に、当該機械・装置等に係る固定資産税を軽減する特例措置を創設し、令和5年4月1日から令和7年3月31日までに取得した先端設備等について、適用するものであります。なお、特例率は、課税標準額の2分の1で原則3年間、賃上げ計画による取得の場合は課税標準額の3分の1で原則5年間の適用となります。

続きまして、（２）長寿命化に資する一定の大規模改修工事を行ったマンションに係る固定資産税の減額措置の創設についてであります。マンションの管理の適正化の推進に関する法律に規定する一定の要件を満たすマンションのうち、長寿命化に資する一定の大規模修繕工事を、令和５年４月１日から令和７年３月３１日までの間に実施した場合に、当該マンションに係る翌年度の固定資産税額について、市町村の条例で定める割合に相当する金額を減額する特例措置を創設するものであります。

続きまして、（３）その他令和４年度末で適用期限を迎えるものの延長等についてであります。令和５年３月３１日で期限が到来する特例措置の延長及び適用要件の一部見直し等を行うものであります。

続きまして、３．軽自動車税の（１）環境性能割の税率区分の見直しについてであります。新型コロナウイルス感染症等を背景とした半導体不足等の状況を踏まえ、現行の税率区分を令和５年１２月末まで据え置くとともに、乗用車新車販売で２０３５年に電動車１００％とする政府目標と整合させ、電動車の一層の普及を図る観点から、税率区分における燃費基準達成度を３年間で段階的に引き上げるものであります。なお、裏面の２ページに、税率区分ごとの燃費基準について、現行と改正案の比較を記載しております。

続きまして、（２）種別割のグリーン化特例の延長等についてであります。軽自動車税の種別割のグリーン化特例（軽課）について、環境性能割の税率区分の次回見直し期限等も勘案し、３年延長するとともに、営業用乗用車については、その適用対象を電気自動車等に限定するよう、下記の表のとおり、段階的に重点化するものであります。なお、自家用乗用車の軽減適用対象車につきましては、既に電気自動車等に限定されております。

続きまして、４．納税環境の整備の（１）固定資産税に係る質問調査権の対象の明確化についてであります。固定資産税に係る質問調査権について、家屋の評価に必要な図面等を、納税義務者に加え、当該家屋の施工業者等からも入手することができることを法令上明確化するものであります。

続きまして（２）相続税に係る固定資産税情報の通知の電子化についてであります。令和４年度税制改正により市町村長が相続税の課税のために税務署長に対して行うこととされた固定資産情報の通知について、現在紙で提出しているものを、相続税法改正法の施行の日からeLTAXを通じて電子的に通知するものであります。

また、町税の納税環境の整備として、町税の納付が可能なペイアプリについて、令和5年5月から、d払い請求書払い及びa u P A Y請求書支払いの追加を予定しています。なお、e L T A Xによる電子納付につきましても、令和5年度から、地方税共同機構が指定するクレジットカード及び金融機関等での納付が可能となる予定であり、納付手段が拡充します。

最後に、5. その他の(1) その他法令の改正による条文の整理等所要の改正についてであります。今回の税制改正の関係におきましては、地方税法をはじめ、所得税法、租税特別措置法等の関係法令が改正されることとなります。また、その改正においては、項番号、号番号等の繰上げや繰下げ、条文の整理等も行われることから、町税条例においても、それに伴う引用条文の整理等、所要の改正を行ってまいります。

以上、令和5年度税制改正大綱地方税関係の概要とさせていただきます。

なお、今後、関係法令の改正内容等の確認を行うなかで、本年4月1日からの適用等を必要とする改正内容につきましても、3月31日付けで専決処分をさせていただきたいと考えております。何卒、ご理解を賜りますようよろしくお願い申し上げます。以上でございます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けします。
木澤委員。

木澤委員 また細かいことは直接担当課に行って聞かせてもらおうかと思うんですけど、わかっている範囲で対象件数と影響額、今出ているものを教えてもらえますか。

委員長 福田税務課長。

税務課長 影響を受ける対象者と影響額についてお答えさせていただきます。まず個人住民税における配偶者特別控除の適用に係る所要の措置については、令和4年度課税では、斑鳩町において、重複適用により税額が減額となった方はおられません。続きまして、中小事業者等の生産性向上に資する償却資産の導入に係る特例措置につきましても、1件で30万程度の減収を見込んでおります。次に長寿命化に資するマンションに係る減額措置につきましても、1戸あたり2万円から3万円程度の減収

になると見込んでおります。続きまして軽自動車税の環境性能割の税率区分の見直しに係る影響額につきましては、県が徴収し、町に収納されており、税率区分ごとの収納状況が不明であるため、影響額の算出は困難でございます。最後に種別割のグリーン化特例の延長見直しに係る影響については、重点化の対象となる軽四営業用乗用車や電気自動車につきましては、令和4年度時点では斑鳩町における登録車両はなく、今のところはほぼ影響はないものと考えております。以上でございます。

木澤委員　もうひとつ、下のところで言っていた相続税の通知を電子化するということですが、これも、これ、全部そうしてしまって、紙がなくなってしまうという理解でいいんですか。

税務課長　相続税法における通知につきましては、現在、紙で法律に基づいてさせていただいているものを同じ内容をあくまでもeLTAXを通じて税務署長に通知することですので、通知する内容は特に変更はございません。あくまでも通知している内容をeLTAXを通じて紙で郵送で行うか、電子的に通知するかの違いだけでございます。

木澤委員　ちょっとまだちゃんと理解できてないんですけど、申請は電子通信機器を持ってそれを利用してはる人やったらそれで通知されてもわかるんでしょうけど。住民さんに対してではない。ちょっとよくわからないんですが。

税務課長　今回の改正につきましては、住民の方が特に手続きをしていただく必要はございませんでして、町から税務署長に通知する内容だけですので、特に住民の方々に何かしていただくというものではございません。

委員長　ほかにございませんか。

(な し)

委員長　次に、(2)斑鳩町地域防災計画の見直しについて、理事者の報告を求めます。曾谷安全安心課長。

安全安心
課長

おはようございます。斑鳩町地域防災計画の見直しについてでございます。

11月21日開催の本委員会でご報告以後、12月26日に本町防災会議を開催し、今月、2月1日からパブリックコメント手続きを開始し、3月2日までの間において意見募集を行っているところでございます。

大変恐れ入りますが、資料2、斑鳩町地域防災計画、改訂概要をご覧いただきたいと思っております。資料の1ページから2ページをご覧いただきたいと思っておりますが、11月21日開催の本委員会でご説明させていただきました改訂の背景について記載をさせていただきます。

資料の3ページをご覧ください。主な改訂ポイントを記載させていただきます。表の左側に修正内容を、右側に改訂の根拠を記載させていただきます。

はじめに、1、名称の変更等（1）避難情報に関するガイドラインの改訂についてでございます。災害対策基本法が改正されたことに伴い、避難情報の名称を変更するものでございます。

次に、2、災害予防に関する事項の追記、修正点についてでございます。（1）住民等の円滑かつ安全な避難の確保についてでございます。主なものとして、丸印の3つ目、避難行動要支援者名簿の作成に合わせ、個別避難計画の作成を進めるため追記するものでございます。4ページにお移りいただきまして、（4）避難所の管理・運営体制の整備についてでございます。新型コロナウイルス感染症感染拡大に伴い、避難所における感染症対策を踏まえた対応が必要となったことから、必要な事項を追記するものでございます。次に、（5）受援体制の整備についてでございます。過去の災害を踏まえ、防災関係機関からの支援を迅速かつ円滑に受ける体制整備を行う旨の内容を追記するものでございます。

次に、3、災害応急対策に関する事項の追記、修正についてでございます。（1）避難生活への支援体制の整備についてでございます。新型コロナウイルス感染症などの感染症対策を踏まえた内容を追記することとし、車中泊により避難されている被災者等に対する記載を追記するものでございます。

続きまして、5ページにお移りいただきまして、4、災害復旧・復興対策に関する事項の追記・修正点についてでございます。（1）支援のための環境整備についてでございます。被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建にとりくむことができるよう、相談の機会を提供できる仕組みづくりについて追記するものでござ

ございます。

以上、主な改訂ポイントをご説明をさせていただきました。また、本地域防災計画の見直しに加え、国の受援計画策定マニュアルを参考に、本町受援計画もあわせて策定中でありまして、併せまして災害時における体制づくりのための計画策定を行ってまいりたいと考えております。

以上、斑鳩町地域防災計画の見直しについてのご報告とさせていただきます。よろしく願いいたします。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けします。木澤委員。

木澤委員 冒頭で今、パブコメやっていますよおっしゃっていただきましたけども、もう1回、期間教えてもらえますか。

委員長 曾谷安全安心課長。

安全安心 今月の2月1日から3月2日まででございます。

課長

木澤委員 このパブリックコメント募集してますというのは、町の広報とかで案内、周知していただいているんですか。

安全安心 ホームページのほうでご案内させていただいているところでございます。

課長

木澤委員 特に広報には載せてないんですかね。いつもなかなかこういうのご意見いただけないことが多いんですけど、特に避難所の運営とかでは、意見、この間いただいてきたんで、パブコメでそういう意見も寄せてもらえるようにしていくほうが充実をしていくかなと思うんですけど、検討いただきたいと思うんですけど、お知らせ版、もう間に合わないか。まったくパブコメがなかって延長するとかというのは、考えられへんかなと思うんですけどもね。

委員長 西巻総務部長。

総務部長 防災会議の中では、防災士さん等も入っていただけてまして、そのあたりの意見というのは防災会議でも出していただけておりますので、そのあたりを踏まえた見直しをさせていただいているということで、今回大きな見直しというのは、いわゆる個別計画を策定するよ、また災害情報が変わっておりますので、そのあたりを明記していくということが大きな内容になっておりまして、いわゆる避難所の充実につきましては、その都度、充実体制に努めておりますので、ご理解いただきますよう、よろしくお願いいたします。

木澤委員 今回も広報には間に合わないのでは致し方ないかなと思うんですけど、やはりパブコメできるだけいただけるような形で事前周知というのは今後ね、またお願いしておきたいと思います。

委員長 ほかにございませんか。

(な し)

委員長 次に、(3)斑鳩町公私連携幼保連携型認定こども園の整備について、理事者の報告を求めます。 松岡教育委員会総務課長。

教委総務課長 各課報告事項(3)斑鳩町公私連携幼保連携型認定こども園の整備についてご報告させていただきます。

令和6年4月開園に向けて準備を進めております、斑鳩町公私連携幼保連携型認定こども園の整備につきまして、運営事業者であります社会福祉法人檸檬会と、具体的な整備計画等につきまして協議を進めておりますが、現時点において、協議が整いました内容につきまして、ご報告させていただきます。

なお、本事業につきましては、子育て支援課と教育委員会事務局総務課におきまして協働して事業を進めており、昨日開催の厚生常任委員会におきましても、同様の報告をさせていただいております。

それでは、資料3をご覧くださいと思います。

1.施設の概要でございます。(1)設置運営法人は、社会福祉法人檸檬会。(2)開園予定は、令和6年4月1日。(3)名称は、レイモンド斑鳩こども園でございます。

ます。（４）建設予定地でございますが、新園舎を斑鳩西幼稚園の現在の園庭部分に。新園庭を斑鳩西小学校運動場の一部に整備してまいります。当初、認定こども園の園舎は、斑鳩西小学校運動場の一部に整備し、斑鳩西幼稚園の現在の園庭を、認定こども園の園庭として利用する計画でございましたが、設計の見直し等、法人との協議を進める中で、新園舎と新園庭の整備場所を入れ替えたほうが、施設整備期間中の斑鳩西幼稚園の運営、また開園後の認定こども園の運営、双方にとって利点が多いことから、整備場所を変更したものでございます。次に（５）建物構造でございますが、木造平屋建て一部２階建てでございます。資料２枚目には、施設全体のイメージパースを掲載してございます。次に（６）定員でございますが、幼稚園部分が４５人、保育所部分が１０５人、合計１５０人でございます。（７）開園日は、祝日、年末年始を除く、平日、土曜日でございます。（８）教育・保育時間でございますが、認定こども園の最大開園時間は、町立保育所と同じく、午前７時３０分から午後８時まででございます。１号認定、幼稚園部分の教育時間は、午前９時から午後３時。令和６年度のみ移行措置といたしまして、現在の町立幼稚園と同じく午前８時３０分から園児の受け入れを行います。２号・３号認定、保育園部分につきましては、保育標準時間が午前７時３０分から午後６時３０分、保育短時間が午前８時３０分から午後４時３０分でございます。（９）その他といたしまして、自園調理の給食の提供、地域の未就園児や保護者を対象とした地域子育て支援事業、一時預かりなどが予定されているところでございます。

なお、今回の認定こども園整備に伴いまして、現在、斑鳩西幼稚園の年少クラスのお子さんは、令和６年度、年長クラスのみレイモンド斑鳩こども園へ移行することとなるため、昨年９月から本年１月までの間に、斑鳩西幼稚園の保護者の皆様を対象に、合計３回の説明会を開催いたしまして、レイモンド斑鳩こども園の整備概要や社会福祉法人檸檬会の紹介、町立幼稚園との運営内容の比較などについてご説明を行ってまいりました。この中で、年少クラスの保護者の皆様からは、昨年度、令和３年１０月に入園申し込みを行った時点におきましては、認定こども園の運営法人も決定しておらず、具体的な運営内容についてご説明できない状況であったこともあり、様々なお意見をいただいております。

このことから、移行に伴います保護者の皆様の負担をできる限り軽減するため、令和６年度のみの特例措置といたしまして、先ほど、教育・保育時間のところでご説明いたしましたとおり、１号認定の受け入れ開始時間を町立幼稚園と同じく午前

8時30分とする対応、また、現在の年少クラスの世帯に対する町立幼稚園給食費とレイモンド斑鳩こども園の給食費との差額補填を行ってまいります。

さらに、本年4月以降は、斑鳩西幼稚園の教育・保育内容を継承するため、レイモンド斑鳩こども園の職員が斑鳩西幼稚園の保育に定期的に参加し、教育課程や指導計画の引継ぎを行い、在園児の子どもたちの環境の変化に伴う負担をできる限り軽減できるよう、十分な配慮を行ってまいりたいと考えております。

次に、2. スケジュールでございます。まず、本年2月末までに、町におきまして、斑鳩西小学校運動場の遊具の移設を行った後、今年度末から、斑鳩西小学校運動場の一部に認定こども園の園庭を整備してまいります。その後、令和5年度にかけまして施設整備が行われ、令和6年4月の開園を予定されております。

また、本年4月からは、斑鳩西幼稚園における教育・保育内容について、認定こども園に実際に従事される職員への引き継ぎを進めてまいります。

新園児の募集につきましては、1号認定のみ、令和5年8月、9月頃に檸檬会が実施され、2・3号認定につきましては、保育所と同時期の10月に町が実施する予定となっております。

なお、斑鳩西幼稚園の現園舎につきましては、認定こども園開園後に町で解体をいたしまして、駐車場として整備を行い、認定こども園の送迎用駐車場として活用してまいります。

今後におきましても、保護者の皆様のご意見を伺いながら、令和6年4月の開園に向けて法人とも連携し、より良い施設整備、運営に向けて調整を進めてまいりたいと考えております。

以上、斑鳩町公私連携幼保連携型認定こども園の整備についての報告とさせていただきます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けします。 大森委員。

大森委員 令和5年2月末までに斑鳩西小学校遊具移設とあると思うんですけど、これってかなり古い遊具とかもあると思うんですけど、そういったものはなくすとかそういったことは考えてはるんでしょうか。

委員長 松岡教育委員会総務課長。

教委総務課長 遊具につきましては、定期的に点検を実施しておりますので、この中で老朽化が進んでいるものにつきましては、適宜更新も含めて、このたびの移設に合わせて整備をしております。

委員長 木澤委員。

木澤委員 いろいろ保護者から出ている要望にもお答えいただいているということで安心はしているんですけども、今、町立幼稚園で預かり保育を5時までやっていただいで、こども園に移っても預かってもらえると思うんですけども、費用的な問題というのはどうなんかなとちょっと心配だったんですけど。

委員長 松岡教育委員会総務課長。

教委総務課長 預かり保育につきましては、若干の費用負担は増える可能性があります。しかしながら、今現在、2号・3号認定を受けておられる保護者の方もいらっしゃいますので、この方々につきましては特に大きな負担が変わるというようなことは想定してございません。

木澤委員 現在、預かり保育を利用されている方で、令和6年度、2号・3号認定を取られてない方で負担が増えるということで、そこは調整してほしいという声はなかったのかなど。実際に運営状況がこうなるよという説明がなかなか今の時点でできてなくて、のちのち分かってそういう声が出てくるということも可能性としてはあるんですけども、これまでの説明会の中ではそういう声というのはなかったんですか。

教委総務課長 預かり保育の費用負担につきましてはご意見はいただいたところでございまして、まず、当初に示された法人の金額等々もお示しした中でご意見もいただきました。そののち、一定の減額等も提案をいただいて、その内容でご説明を差しあげております。単純に申しあげますと利用する時間の長さによっては、経済的に利用できるというような考え方もできる料金体系となっております。時間が細分化されて料金設定がされてますので、当町の場合ですと1回300円ですけれども、細分化され

ましたので、時間を使い方に合わせて経済的にご利用いただくというようなことも可能だという中で、保護者の方にはご理解をいただいたところでございます。

木澤委員 そうすると、今利用されている方が、移行以降、フルに使ったら負担は増えるけども、今の利用の仕方だったら増えないよということで理解していいですか。

教委総務課長 今の利用がすべて増えないかといえば、そこは個人個人それぞれの利用の時間によって変わってまいりますので、一概には申しあげられません。

木澤委員 それでしたら増える分は、給食費と同じように、差額については町で補填するというような考えはないんですか。

教委総務課長 就労を理由にされるという、2号・3号の場合は負担が変わりませんので、ただ、1号認定につきましては、保護者の方のリフレッシュであったりだとか、親御さん同士の交流のためにご利用いただくというところで、それほど頻回に、定期的にというようなご利用でない事例ももちろん想定されてますので、ただここも各ご家庭のご都合で利用されるところでございまして、そのあたりにつきましては費用負担、一定増につきましてはご理解をいただくというところでご説明を差しあげたところでございます。

木澤委員 それで保護者の方は納得しはったんですか。

教委総務課長 ご説明を差しあげて、今のところご意見として強くお聞きしているものはございません。

木澤委員 保護者の方が納得しはったんだったらあれですけど、やはり納得できないよというご意見があるようでしたら、そんなに費用がかかる問題でもないですし、やはり経過措置として町として差額負担していくということも、やはり考えていただくべきかなと思いますので、意見として申しあげておきます。

あともう1点、現在西幼稚園で働いていただいている先生の身分というのが、移行してからはどういうふうになっていくのかちょっと確認させていただきます。

教委総務課長 現在、西幼稚園に勤務している職員につきましてはこども園に移行する、そういったことにはならないです。

委員長 伴議長。

議長 今回こういう形で建設が、新園舎が上の部分で、西幼稚園の園庭のところに新園舎がくる、そして、園庭が西小学校の運動場の一部やという形で今お聞きしましてんけど、最後のところには西幼稚園の園舎を解体して駐車場にされると、またそれがじゅんぐり回ってこれがまた小学校になっていくんかどうなんかなと思ったら、確かに地域の場所的には難しいと、これ駐車場という形になっていった場合、これ西小学校の運動場が小さくなるというように考えていいんですかな。

委員長 松岡教育委員会総務課長。

教委総務課長 一定、運動場の一部利用するという事で面積的には小さくなるというようなことでございますけれども、現在、西小学校の運動場につきましては、8,700平米の面積がございます。今回、こども園として整備をされる予定が1,200平米でございますので、差し引きいたしますと7,500平米が西小学校の運動場としてそのまま活用できることとなります。西小学校の児童の規模で申し上げますと、基準で5千平米以上の面積を確保するというようなところが基準となっておりますので、1.25倍確保できているというような状況でございますので、基準を下回るとか、課題がある面積になってしまうとかいうことはないというふうに思っています。

議長 そりゃそうでっしゃろ。ルールに抵触するような整備をしたらとは思いませんので。どれぐらい変わってくるんかなと、小さくなるについて。なんで私この質問を最初にしたかという、今、幼稚園のほう、私いま運動会等行かせていただいて、私がこちらに寄せてもらってから行かせてもらうようになったんですが、だいたい園児60名のイメージ、だんだん少なくなってきましたけども、それで雰囲気としてちょうどええ感じの今のスペースで今回定員150名になると。この感じでいく

と基準はどうか、また教えていただいたらと思いますねんけども、こども園の園庭ですな。このあたりは、結局園庭のほう、今の1, 200平米と、今現在の西幼稚園の運動場、このあたりはどんな、大きなんでっか、それともどんな感じ、定員は西幼稚園大きいのはわかってますねんけどね。実際、園児の感じから言うたらそんなに多くない状況で私、昔は多かったと思いますねんけども、そのあたりどんなもんでんねやろ。

教委総務
課長

現在の西幼稚園の園庭の面積は1, 600平米でございますので、若干小さくなります。しかしながら、当然基準については確認をしたうえでの整備となってございます。運動会等ですね、行事ごとにつきまして、定員が増えることへの対応ということにつきましては、やはりこのあたりは公私連携という部分もございまして、西小学校の運動場も活用できていこうかというようなところは想定する中で、イベントごとに対応していきたいと思っています。

委員長

ほかにございせんか。

(な し)

委員長

次に、各課報告事項の(4)から(13)までは、令和5年第1回定例会提出予定案件に関連する報告事項です。このため、本日の委員会では質疑の時間は設けませんので、本会議上程後に質問してください。

それでは、(4)(仮称)斑鳩町龍田西地区地域交流館の整備について、理事者の報告を求めます。 仲村総務課長。

総務課長

それでは、2. 各課報告事項の(4)(仮称)斑鳩町龍田西地区地域交流館の整備についてご説明を申し上げます。

資料番号4の(仮称)斑鳩町龍田西地区地域交流館建設計画の概要という標題の資料をご覧くださいませでしょうか。

はじめに、1. 計画地の(1)所在についてであります。計画地の所在は、斑鳩町龍田西7丁目377番1及び1015番の2筆でありまして、次の2ページに位置図をお付けさせていただいております。1ページにお戻りいただきまして、(2)

面積についてであります。敷地面積は、677.85平方メートルとなっております。なお、事業用地につきましては、土地売買契約を締結し、すでに町への所有権移転登記が完了している状況であります。

次に、2. 計画建築物についてであります。(1) 構造、階数につきましては、鉄骨造2階建の耐火建築物とする計画としております。次に(2) 延べ床面積につきましては、333.54平方メートルで、1階が203.55平方メートル、2階が129.99平方メートルの計画といたしております。

次に、3. その他についてであります。敷地内におきまして、(1) にございますように、60t級の耐震性防火水槽1基を設置するとともに、(2) 及び(3) にございますように、駐車場5台と駐輪場を確保する計画といたしております。

現在、建築設計業務を委託により進めているところでございまして、現時点での計画案といたしまして、資料の右下にページ番号を付しておりますが、3ページ目に配置図を、4ページ目に1階平面図を、5ページ目に2階平面図を、6ページ目に立面図をお付けさせていただいております。

3ページ目の配置図をご覧くださいませでしょうか。計画建築物等の配置といたしましては、敷地南側のいかるがパークウェイの側道部分からの出入りとなり、敷地の東側に計画建築物を、西側に駐車場及び駐輪場を配置する計画といたしております。また、耐震性防火水槽につきましては、通路部分の地下に埋設する形で設置する計画といたしております。

次に、4ページ目の1階平面図をご覧くださいませでしょうか。計画建築物内の各部屋等の機能といたしましては、基本的に法隆寺五丁地区地域交流館と同様としておりまして、1階に約80平方メートルの集会室を1室、約30平方メートルの防災倉庫、そして、男女別のトイレと多目的トイレ及び湯沸室を配置する計画といたしております。次に、5ページ目の2階平面図をご覧くださいませでしょうか。2階には、約50平方メートルの集会室を1室、10帖の和室の集会室を1室、そして、男女別のトイレ及び湯沸室を配置する計画といたしております。

なお、本設計案につきましては、日常的な管理運営を行っていただく予定の、紅葉ヶ丘自治会及び三室自治会の方と協議を行いまして、了解をいただいております。また、隣接する土地所有者の方に対して説明を行い、こちらも了解をいただいております。

それでは、1ページにお戻りいただけますでしょうか。最後に、4スケジュール

についてであります。本年度、令和4年度中に、設計業務を完了いたしまして、令和5年度の初めに入札を行い、6月議会に工事契約の締結に係る議案を提出させていただいたうえで、建設工事に着手し、年度内での竣工を予定しております。令和6年4月に開館というスケジュールで今後進めてまいりたいと考えております。

以上、2. 各課報告事項の(4) (仮称)斑鳩町龍田西地区地域交流館の整備についてのご説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

委員長

報告が終わりました。

次に、(5) 斑鳩町デジタル防災行政無線システム戸別受信機の設置について、理事者の報告を求めます。 曾谷安全安心課長。

安全安心
課長

それでは、斑鳩町デジタル防災行政無線システム戸別受信機の設置についてでございます。

はじめに、本町のデジタル防災行政無線システム整備工事の進捗状況をご報告させていただきます。1月末現在、進捗率80%となっております。既存の放送設備等13か所の設備、機器更新に加え、新たに5か所に放送設備を新設し、災害発生時等の防災情報の伝達を円滑かつ確実にを行う工事を進めております。

1月10日(火)には、無線局予備免許通知書が近畿総合通信局長から交付され、無線周波数等が割り当てがされたことにより、本町内における通信ができる体制が整ったところでございます。現在進めております各放送設備の設置完了後、3月中において、各放送設備等での試験放送を行った後、令和4年度中に本格運用を行ってまいります。

それでは、大変恐れ入りますが、資料5をご覧くださいと思います。斑鳩町デジタル防災行政無線システム戸別受信機の設置についてでございます。

はじめに、整備目的でございます。災害発生時等の防災情報の伝達を円滑かつ確実に行うとともに、伝達手段の高度化、重層化を図るため、令和4年度に整備したデジタル防災行政無線システムについて、希望される住民等に防災情報無線の内容を屋内で確認できる戸別受信機の設置、無償貸与をすすめるものでございます。

次に、整備概要でございます。町内全世帯を対象とし、希望される世帯に、1台を無償貸与、設置するものでございます。また、令和5年度は、浸水想定区域、土砂災害警戒区域等に居住する住民等を優先して進めてまいります。

次に、主なスケジュールでございますが、4月から6月までの間において、全世帯を対象とする戸別受信機設置意向調査を行い、設置台数の確定を行ってまいりたいと考えております。設置台数確定後、戸別受信機、機器購入に伴う財産の取得に関する議案を9月定例会に議案上程をさせていただく予定としております。戸別受信機の製作が完了しましたら、順次、希望されました世帯に対し、当該機器の設置を令和5年度末までに完了したいと考えております。

なお、戸別受信機の購入財源につきましては、起債充当率100%、交付税措置率70%の緊急防災減債事業債を活用することとしております。

最後に、設置戸別受信機につきましては、資料の末尾掲載の写真の機器を製作する計画としております。

以上、斑鳩町デジタル防災行政無線システム戸別受信機の設置についての報告とさせていただきます。

委員長 報告が終わりました。

次に、(6)斑鳩町管理街頭防犯カメラの増設について、理事者の報告を求めます。 首谷安全安心課長。

安全安心 斑鳩町管理街頭防犯カメラの増設について、ご説明させていただきます。

課長 資料6をご覧ください。1. 整備目的でございます。犯罪を未然に防ぐことを目的として、平成29年度から令和元年度までの3か年で通学路等の街頭を中心に防犯カメラの設置、20台をまいりました。

今日、犯罪抑止、犯罪捜査等観点から必要不可欠となった街頭防犯カメラについて、町民の生命及び財産を守り、安全で安心して暮らせるまちづくりを更に推進するため、令和5年度から2か年で本町管理の街頭防犯カメラを増設するものです。

続きまして、2. 整備概要でございます。資料の裏面とあわせてご覧いただきたいと思っております。新年度、令和5年からの2か年事業として、町内15か所、17台を増設する計画としております。緑の帯で着色している箇所について、初年度の令和5年度において9台、8か所を計画し、次年度の令和6年度では8台、7か所で、青の帯で着色している箇所に増設を計画しております。増設場所の選定にあたりましては、西和警察署生活安全課のご意見を参考に選定、計画したところで。

以上、斑鳩町管理街頭防犯カメラの増設についての報告とさせていただきます。

委員長

報告が終わりました。

次に、（７）不登校対策の充実について、理事者の報告を求めます。

松岡教育委員会総務課長。

教委総務
課長

各課報告事項（７）不登校対策の充実についてご報告させていただきます。

資料7をご覧ください。不登校児童生徒への支援につきましては、各関係者において様々な努力がなされ、児童生徒の社会的自立に向けた支援が行われてきたところでございますが、全国的にも不登校児童生徒の数は依然として高水準で推移しており、生徒指導上の喫緊の課題となっております。

本町におきましても、学校等の不登校へのとりくみに関する意識を更に高めるとともに、学校が家庭や関係機関等と効果的に連携を図り、不登校児童生徒に対する早期の支援を図るための体制の確立を支援することが重要であると考えているところでございます。こうしたなか、令和5年度から、学校に登校しづらい児童生徒の悩みや不安の解消と心の居場所の提供により、学校への復帰につなげることを目的として、町有施設を活用して、児童生徒の状況に応じた学習の支援やグループ活動等を実施してまいりたいと考えております。

実施内容でございますが、開設場所は、斑鳩町法隆寺南3丁目629の4、旧の高安睦自治会集会所を想定し、活用してまいります。開設日時につきましては、週に2日、1日4時間程度とさせていただきたいと考えております。活動の内容といたしましては、指導員として教員経験者等2人を配置し、学校と連携しながら一人ひとりに寄り添ったサポートを行うことで、オンライン授業への参加、学校からの提供される課題、教材の学習、興味に合わせたフィールドワーク、スクールカウンセラーによるカウンセリングなどを想定してございますが、子どもたちの思いに寄り添った活動を基本としてとして内容を検討をしてみたいと考えております。

なお、活動場所までは、保護者による送迎を原則としてまいります。

最後に、開設スケジュールでございますが、令和5年4月、5月で施設の整備を行いながら、学校を通じて対象のご家庭への周知、広報を行い、6月から活動開始を目指してまいりたいと考えております。

以上、各課報告事項（７）不登校対策の充実についてのご報告とさせていただきます。

委員長

報告が終わりました。

次に、（８）学校施設整備調査の実施について、理事者の報告を求めます。

松岡教育委員会総務課長。

教委総務
課長

それでは、（８）学校施設整備調査の実施についてご報告させていただきます。

資料８をお願いいたします。町立学校について、校舎等の老朽化や今後見込まれる児童生徒数の減少が一層進んでまいりますことから、学校施設が持つ多様な機能に留意しながら、学校施設の適正配置及び長寿命化の検討をしてみたいと考えております。令和５年度では、その検討に向けましての基礎資料の整理を行ってまいりますと考えております。

事業の内容でございますが、必要な資料の収集整理を行ったうえで、上位計画、関連計画の把握として、斑鳩町総合計画や教育に関する大綱など本町の教育と学校施設に係る上位計画の内容、各種基準の整理をいたします。

次に、現状把握及び課題の整理として、学校を取り巻く状況の把握、学校施設の劣化状況の把握、学校施設に係る課題の整理を行い、学校施設の適正配置及び長寿命化に係る基準を設定したうえで、再配置素案の作成、スケジュール素案の検討を行ってまいりますと考えております。

この調査によります成果を基礎資料として用いながら、今後の学校施設の適正化に係る方針の検討を進めてまいりますと考えております。

以上、各課報告事項（８）学校施設整備調査の実施についてのご報告とさせていただきます。

委員長

報告が終わりました。

次に、（９）世界遺産登録３０周年記念事業について、理事者の報告を求めます。

平田生涯学習課参事。

生涯学習
課参事

それでは、（９）世界遺産登録３０周年記念事業についてご説明させていただきます。資料９をご覧ください。

平成５年１２月に、法隆寺地域の仏教建造物が姫路城とともに国内で初めて世界遺産に登録をされてから今年で３０年を迎えます。この世界遺産登録３０周年の記

念事業としまして、次の3つの事業を実施してまいります。

ひとつ目は、世界遺産サミットの開催でございます。この世界遺産サミットは、国内の世界遺産の所在している自治体の首長等が一堂に会し、世界遺産の保全や活用についての意見交換をし、地域間の連携を深めるとともに、世界遺産の魅力を広く発信するものでございます。この世界遺産サミットが開催されてから10回目の節目となりますことから、法隆寺地域の仏教建造物の世界遺産登録30周年記念にあわせまして斑鳩町において開催してまいります。

開催日は、令和5年10月28日（土）と29日（日）の2日間で、会場は法隆寺様のご協力もいただきながら、法隆寺の聖徳会館等を予定しております。

また、プログラムとしましては、28日は、世界遺産の保存や活用をテーマとした分科会のほか、エクスカージョンでは、和のあかりと未来へのひかりのイベントとも連携をして実施してまいりたいと考えております。29日は、記念講演のほか、首長会議などを予定しております。

二つ目は、文化財活用センター展示会および講演会等の開催でございます。世界遺産をテーマにした展示会及び展示に関連した講演会を、文化財活用センターにおいて春季と秋季に開催してまいります。春季は、全国にある世界遺産を紹介するパネル展とし、秋季は、法隆寺や法起寺をテーマとした展示会と記念講演会を開催してまいりたいと考えております。

裏面をお願いいたします。三つ目は、斑鳩町の文化財ガイドブックの作成でございます。斑鳩町には、世界遺産の法隆寺や法起寺、史跡指定を受けている藤ノ木古墳や中宮寺跡などの著名な文化財のほか、まだまだ周知されていない文化財も数多くございます。こうしたことから、町民の方をはじめ、多くの方々に町内の文化財をわかりやすく紹介し、探訪してもらえるガイドブックを作成し、町内すべての世帯に各戸配布してまいりたいと考えております。

以上、（9）世界遺産登録30周年記念事業についての報告とさせていただきます。

委員長

報告が終わりました。

次に、（10）文化財体験アプリの制作について、理事者の報告を求めます。

平田生涯学習課参事。

生涯学習 課参事 それでは、(10)文化財体験アプリの制作についてご説明させていただきます。
資料10をご覧ください。

事業概要としましては、藤ノ木古墳の魅力を伝えるとともに、藤ノ木古墳の一層の情報発信に向け、AR技術により、現地を訪れた方に、楽しみながら学んでいただける文化財体験アプリを制作してまいります。

アプリ等の主な内容としましては、通常は見学することのできない石室内を擬似体験できるアプリの制作、現地でのクイズ機能の制作、現地での仮想の記念撮影機能の制作、ドローンによる撮影などを盛り込んだ動画の制作、スマートフォンを利用して、藤ノ木古墳を中心とした町内の古墳20箇所を巡るスタンプラリー機能を制作し、達成者に対しては古墳カード等の記念品の配布などの内容を計画しており、これらの制作につきましては、風景・景観の形成として藤ノ木古墳の一層の周知に役立ててほしいとの意向でご寄付いただいた財源を活用して実施してまいります。

以上、(10)文化財体験アプリの制作についての報告とさせていただきます。

委員長 報告が終わりました。

次に、(11)新たなマラソン大会の開催について、理事者の報告を求めます。
本庄教育次長。

教育次長 それでは、各課報告事項(11)新たなマラソン大会の開催につきましてご説明をさせていただきます。

本町のマラソン大会につきましては、これまでいかるがパークウェイまたは法隆寺線を走行、横断するコースをとっておりましたが、これら当該道路の交通量の増加に伴い、これまでのコースによる大会開催が困難な状況となり、大会協力をいただいております西和警察からも、国道25号の北側においてコースを計画するよう指示を受けていたところがございます。そうしたことから、令和3年度に実施予定でありました第50回記念大会をひとつの区切りとして、新たなコースを設定いたしますとともに、内容を充実させ、令和5年度に新たなマラソン大会を開催すべく、準備を進めているところがございます。

それでは、資料11によりまして、新たなマラソン大会の現在の計画内容等につきまして説明をさせていただきます。

はじめに、1. マラソン大会の内容でございます。大会名称は未定とさせていた

だいておりますが、今後、マラソン実行委員会におきまして決定してまいりたいと考えております。次に、主催者でございます。これまで、マラソン実行委員会のみが主催者となっておりますが、マラソン実行委員会、斑鳩町、斑鳩町教育委員会の共催としてまいります。こちらは、資料の一番下のその他でございます、新たなマラソン大会には、スポーツ振興くじの助成を活用していくこととしており、助成の要件として、斑鳩町及び斑鳩町教育委員会が主催者となることが条件となっているというところでございます。

次に、実施種目でございます。マラソンの部として、ハーフコースと10kmコース、また楽しみながら走っていただくファンランの部として、3kmコースと6kmコースを実施をしております。これまで、いかるがの里・法隆寺マラソンと斑鳩三塔健康走ろう会の2つの大会としておりましたが、新たなマラソン大会におきましては、一つの大会の中で、マラソンの部とファンランの部に分けて、実施をしております。

それでは、はじめにマラソンの部についてでございます。開催日程は、2月の第2週の日曜日に開催いたします。これまで、2月11日の祝日開催としておりましたが、ランナーの方が土曜日、日曜日を通して参加しやすい形とするためなどから、日曜日での開催に変更してまいります。

令和5年度に開催します新たなマラソン大会の第1回目の開催予定日は、令和6年2月の第2日曜日、令和6年2月11日（日）となっております。

次に、開催時間につきましては、ハーフコースを9時30分から11時50分、10kmコースを10時15分から11時35分とし、ハーフコースのランナーが走行する中に、10kmコースのランナーが同時に走行する計画としております。

次に、コースでございます。コースは、国道25号の北側の周回コースとしております。まだ未確定な部分がありますが、マラソンの部につきましては、役場東側駐車場をスタート、ゴールとし、法隆寺周辺、いかるが溜池周遊道路、また法輪寺周辺等を走行するコースとしており、ハーフコースは2周、10kmコースは1周で実施をしてまいりたいと、そのように計画しております。

参加料は、これまでと同じ、一般4千円、高校生2千円とし、表彰につきましては、ハーフコースの総合優勝者及び各部門の1位から3位を表彰していく計画としております。また、申込方法は、インターネット専用サイトからの申込みとしてまいります。

続いて、ファンランの部でございます。開催日程は、スポーツの日に、より多くの方に、気軽にスポーツに親しんでいただくため、10月の第2月曜日、スポーツの日に開催をしております。マラソンの部と開催日程を分ける理由といたしましては、国道25号の北側のみでコースを設定し、午前と午後で大会を実施いたしますと、地元の皆様への交通規制の影響が大きくなることなどから、2日間に分けて実施することとしたところでございます。

なお、ファンランの部の第1回目の開催予定日は、令和5年10月9日（月）のスポーツの日となっております。

次に、開催時間でございます。3kmコースを9時10分から10時、6kmコースを10時15分から11時45分とし、3kmコースのランナーが全てゴールした後に、6kmコースのランナーがスタートする計画としております。

また、コースにつきましては、三井観光駐車場をスタート、ゴールとし、いかるが溜池周遊道路を走行するコースとしており、3kmコースは1周、6kmコースは2周で実施をしていく計画としております。

参加料は、これまでの三塔走ろう会と同じ、高校生以上千円、中学生以下500円とし、表彰は各部門の1位から3位を表彰する計画としております。申込方法は、マラソンの部と同様に、インターネット専用サイトからの申込みとしてまいります。

続いて、参加者予測でございます。これまでのマラソン大会申込者数と同等程度のマラソンの部で約1,500名、ファンランの部で約千名を見込んでおります。

最後に、3. その他といたしまして、新たな大会につきましては、スポーツ振興くじ助成を活用いたしまして、町の負担金に対して、最大5分の4の補助を受けることにより、より充実した大会内容にしていきたいと考えております。

詳細な内容につきましては、引き続き、マラソン実行委員会におきまして検討、協議をいたしまして、大会開催に向けて準備を進めてまいりたいと考えております。

以上、新たなマラソン大会の開催についての報告といたします。よろしく願いを申し上げます。

委員長

報告が終わりました。

次に、（12）町外プール施設の利用料金の助成について、理事者の報告を求めます。 本庄教育次長。

教育次長

それでは、続きまして（12）町外プール施設の利用料金の助成につきまして、ご説明させていただきます。

前回、12月の当総務常任委員会におきまして、施設の老朽化等により、令和5年度も町民プールの運営を休止させていただきたいこと、また、今年度を実施をいたしました移動町民プールに代えて、新たな代替事業として、新年度は、近隣のプールを利用された場合の利用料金の助成制度を創設をしまいたい旨、ご報告をさせていただいたところでございます。

今回、町外プール施設の利用料金の助成制度につきまして、その内容を整理いたしましたので、ご報告を申し上げます。

資料12をお願いいたします。はじめに、本制度の目的でございます。水と親しむ機会を提供することにより、町民のスポーツ及びレクリエーションの振興を図るとともに、心身の健全な発達に寄与するため、町外プール施設の利用に対し、利用料金の一部を助成をしまいたします。

次に、2. 対象者でございます。対象者は、本町に居住し、かつ本町の住民基本台帳に記載されている者といたします。次に、3. 対象施設でございます。本助成制度の対象施設は、県営施設であります大和郡山市にあります、まほろば健康パークファミリープールと、広陵町にあります、奈良県第二浄化センタースポーツ広場ファミリープール、また、三郷町の町民プール、三郷町ウォーターパーク屋外プールの3つの施設を対象施設としまいたします。4. 本人負担額及び助成額についてでございます。本人負担額は、本町の町民プールの利用料金と同額の大人350円、中学生以下の小人100円といたしまして、助成額として、本人負担額と対象施設が定める利用料金との差額について、助成をしまいたします。なお、各施設への利用料金の支払いにつきましては、本人負担額と助成額を合わせました利用料金を各施設に支払いをしまいたします。次に、5. 利用券の交付及び使用方法でございます。まず、利用券の交付につきましては、利用券の交付申請に基づき、利用券を交付いたしますとともに、当該利用券と引き換えに、本人負担額を町に支払っていただくことといたします。また、使用方法につきましては、対象施設の利用時に、受付窓口において、利用券を提出をいただきまして、施設をご利用いただくことといたします。なお、利用券の有効期限につきましては、交付を受けた年度内といたしまして、利用券の返還また交換、さらには払い戻し、再交付はできないものとさせていただきます。

以上、町外プール施設の利用料金の助成についての説明といたします。よろしくお願いを申し上げます。

委員長

報告が終わりました。

次に、（13）中央体育館空調設備の整備について、理事者の報告を求めます。本庄教育次長。

教育次長

それでは、続きまして中央体育館空調設備の整備についてご説明させていただきます。

中央体育館につきましては、町の指定避難所でもございますことから、以前よりエアコンの設置についてご意見もいただいていたところでございます。このことから早期の整備に向けて調査、また検討を進めてきたところでございます。

そうした中、今回、中央体育館の空調設備につきましては、令和5年度から2か年で整備を進めてまいりたいと考えており、その内容につきましてご報告を申し上げます。

本日、お配りしております資料13をお願いいたします。

はじめに、1. 目的でございます。スポーツ実施等の熱中症を防止するとともに、スポーツ施設及び避難所施設としての環境を向上するため、中央体育館アリーナ、サブアリーナ、武道場に空調設備を整備してまいります。

2. 整備内容でございます。今回の空調設備の整備にあたりましては、避難所としての運営も鑑みながら、快適なスポーツ環境を提供するための適切な空調設備について、先進地事例等を調査をいたしまして、また、設置費用や維持管理費用、さらには耐久性やスポーツへの影響などを比較検討いたしまして、スポーツ実施時における風の影響も考慮し、風の影響が出ない輻射式パネル冷暖房システムを導入する計画としたところでございます。

今回、アリーナにつきましては、ecowinパネルという風がまったく出ない方式とし、サブアリーナ、武道場につきましては、実施競技から、多少の風が出て影響がないと考えられますことから、ecowinHYBRIDパネルというパネルと吹き出し式エアコンを併用することで、より即効性を高めてまいりたいと考えております。

3. 整備計画でございます。令和5年度におきまして、当該空調設備の整備にかかります設計業務行いまして、令和6年度に整備工事の予定としております。なお、

現場での施工期間は約3か月となっております、利用者への周知等についても、適切に行ってまいりたいと考えております。

以上、中央体育館空調設備の整備についての報告といたします。なにとぞ、よろしく願い申しあげます。

委員長

報告が終わりました。

他に、理事者側から報告しておくことはございませんか。 仲村総務課長。

総務課長

総務課から2点ご報告をさせていただきます。

まず、1点目ですが、統一地方選挙の日程等についてであります。任期満了に伴います奈良県知事選挙につきましては、3月23日(木)に告示、4月9日(日)に投開票が行われる予定です。また、同じく任期満了に伴います奈良県議会議員選挙につきましては、3月31日(金)に告示、奈良県知事選挙と同日の4月9日(日)に投開票が行われる予定でございます。

次に、任期満了に伴います斑鳩町議会議員選挙につきましては、4月18日(火)に告示、4月23日(日)に投開票を行う予定となっております。

また、斑鳩町議会議員選挙の立候補予定者説明会につきましては、3月17日(金)の午後2時から、役場地下大会議室にて行います。なお、今回は、町議会議員選挙としては初めて、選挙運動用自動車の使用、選挙運動用ビラの作成、選挙運動用ポスターの作成に関し選挙公営の対象拡大が適用されます。また、選挙運動用ビラの頒布が解禁され、公営対象拡大に伴う措置として供託金制度が適用されることとなります。以上、統一地方選挙の日程等についての報告とさせていただきます。

続きまして2点目、職員採用試験の結果についてであります。本年度、12月から昨月にかけて、新たに実施いたしました土木技術職及び考古学技師を対象とした職員採用試験の結果、考古学技師1名の採用を予定しております。なお、土木技術職の応募はございませんでした。これにより、令和5年4月1日付けの採用といたしまして、先に実施しております一般事務職等に係る採用候補者名簿からの繰り上げ採用分も含め、一般事務職4名、助産師1名、保育士・幼稚園教諭3名、そしてただいま申しあげました考古学技師1名の合計9名の採用を予定しております。

以上、職員採用試験の結果についてのご報告とさせていただきます。

総務課のほうからは、以上でございます。

委員長 曾谷安全安心課長。

安全安心 それでは安全安心課より、2点ご報告させていただきます。

課長 1点目、災害時の法律相談等に関する協定の締結についてでございます。本協定につきましては、本町内において、地震などの大規模な被害が発生した際に、迅速かつ円滑な被災者支援を行えるよう、災害時の法律相談等に関する協定を締結するものでございます。締結の相手方でございますが、奈良県弁護士会でございます。協定期間は、協定書の締結日から効力を発するものとし、双方から書面をもって本協定を終了させる意思を通知しない限り、その効力は継続するものとしております。

続きまして、協定に基づく協力事項につきましては、被災者に対する弁護士による法律相談、無料法律相談も含んでおります。また、被災者の生活支援、被災地域の復旧復興、その他被災者に有益な情報の提供などを行っていただくこととしております。奈良県内の自治体における奈良県弁護士会との協定書締結の実績でございますが、令和5年1月末現在、1市1町と協定を締結されておりまして、1市につきましては、今月28日に締結することとされており、本町は4市町目となっております。なお、本協定書の締結にあたりましては、来月、3月22日（水）午前10時30分から締結式を執り行う予定としております。

以上、災害時の法律相談等に関する協定書の締結についての報告とさせていただきます。

続きまして、2点目、特設公衆電話の設置、利用に関する覚書の締結についてでございます。本覚書につきましては、本町内において大規模災害が発生し、指定避難所を開設した場合、被災者等が安否情報を発信する公衆電話の設置及び利用等に関する事項をまとめた覚書を締結するものでございます。覚書の相手方でございますが、西日本電信電話株式会社奈良支店でございます。覚書の内容でございますが、指定避難所に公衆電話の電気通信回線及び電話機接続端子、モジュールをあらかじめ設置し、災害発生時に電話機を接続することで被災者等への通信の提供を可能とするものでございます。なお、電気通信回線及びモジュールの設置費用につきましては、基本的には覚書の相手方である西日本電信電話株式会社奈良支店が負担し、非常時における通信費につきましても同社が負担することとなっております。なお、本覚書の締結にあたりましては、本委員会終了後、速やかに事務手続きを進め、各

指定避難所の設置場所等の調査を含め、西日本電信電話株式会社奈良支店と協議を進めてまいります。

以上、特設公衆電話の設置、利用に関する覚書の締結についての報告とさせていただきます。安全安心課からは以上でございます。

委員長 本庄教育次長。

教育次長 生涯学習課から1点、ミュージックチャイムの吹鳴につきまして、ご報告させていただきます。本町では、けじめのある良い生活リズムを身につけることにより、青少年の非行防止を図り、その健全な育成に資することを目的として、約35年前から、町内3小学校に放送設備を設置をいたしまして、夕刻の時間帯等にミュージックチャイムを吹鳴しておりましたが、令和3年3月から機器の故障により吹鳴を休止している状況となっております。そのことにつきまして、議会からもご指摘をいただく中で、また、社会教育委員会においてお伺いをいたしまして、継続してほしいとのご意見をいただいていたところでございます。

このことから、今般、更新を行うデジタル防災行政無線システムを活用いたしまして、引き続き、青少年の非行防止と健全育成の観点から、また、日々の防災行政無線システムの動作確認のため、ミュージックチャイムの吹鳴を実施することといたしました。吹鳴は、本年令和5年4月1日（土）から、毎日、午後5時に約1分間、町内18か所すべてのデジタル防災行政無線システムからメロディを流してまいります。

住民の方への周知につきましては、広報いかるが3月1日号におきましてお知らせしてまいりますとともに、デジタル防災行政無線を設置している箇所の周辺自治会には、会長様に個別に案内をさせていただくこととしております。

以上、ミュージックチャイムの吹鳴につきましてのご報告といたします。なにとぞ、ご理解賜りますようお願いを申し上げます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けします。

(な し)

委員長 ないようですので、各課報告事項については終わります。
続きまして、3. その他について、各委員から質疑、ご意見があればお受けします。 溝部委員。

溝部委員 各学校の卒業式でのマスク、卒業式と入学式ももし決まっていたら、マスクの取り扱いについてはどのようにになっていくのか、教えていただきたいんですけども。

委員長 松岡教育委員会総務課長。

教委総務課長 令和4年度町立学校卒業式、町立幼稚園卒園式につきましては、基本的な考え方を学校及び幼稚園とも協議をいたしまして、園児、児童生徒につきましては、入退場から、式典全体を通じてマスクの着用を一律には求めない。また、教職員、ご来賓、保護者等につきましては、マスク着用というようなところを基本として実施したいというふうに考えているところでございます。入学式につきましては、2月10日付けの政府対策本部が決定した中では、4月1日以降、学校の教育活動にあたってはマスクの着用を求めないことを基本とするというふうなところを示されているところでございます。これらの運用の留意事項につきましては、また政府、文科省等からも見解が示されるとお聞きしておりますので、そのあたり注視してまいりたいと考えております。以上です。

溝部委員 ありがとうございます。そのお知らせというのは、保護者の方とかに改めて何か通達されるとかというのはあるんですかね。

教委総務課長 ただいま申しあげました取り扱いの内容につきましては、学校から卒業生のご家庭に対しまして、通知をする予定でございます。

委員長 ほかにございませんか。

(な し)

委員長 ないようですので、これをもって、その他については終わります。

以上をもちまして、本日の審査案件については全て終了しました。

なお、本日の委員会報告のまとめについては、正副委員長にご一任いただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。

それでは、閉会にあたり、町長の挨拶をお受けします。

中西町長。

町 長

(町長挨拶)

委員長

これをもって、総務常任委員会を閉会します。

お疲れさまでした。

(午前10時25分 閉会)